

産業建設委員協議会記録	
開会年月日	平成24年4月26日
開会時刻	午前 9時59分
閉会時刻	午前11時45分
出席委員名	◎広耕太郎 ○岡田善行 辻 孝記 山根隆司
	品川幸久 小山 敏 工村一三 山本正一
	世古口新吾
	西山則夫 議長
欠席委員名	
署名者	
担当書記	中野 諭
協議案件	平成24年度伊勢市やすらぎ公園プールの開設について
	伊勢市消防本部庁舎及び防災センターの整備について
	伊勢市営住宅明渡等請求訴訟その後の経過について（報告案件）
	廃棄物処理センター（下水道汚泥、焼却残渣処理委託）その後の経過について（報告案件）
	サン・サポート・スクエア伊勢への企業の進出について（報告案件）
説明員	市長、副市長、産業観光部長、都市整備部長、上下水道部長
	産業観光部理事、都市整備部参事、商工労政課長、都市計画課長
	建築住宅課長、下水道施設管理課長、建築住宅課副参事
	消防長、消防次長、その他関係参与

☆協議経過並びに概要

広委員長開会宣言及び会議成立宣言後、直ちに会議に入り、協議案件として「平成24年度伊勢市やすらぎ公園プールの開設について」、「伊勢市消防本部庁舎及び防災センターの整備について」の2件、報告案件として「伊勢市営住宅明渡等請求訴訟その後の経過について（報告案件）」、「廃棄物処理センター（下水道汚泥、焼却残渣処理委託）その後の経過について（報告案件）」、「サン・サポート・スクエア伊勢への企業の進出について（報告案件）」の3件の合計5件を順次協議題として、各担当から説明を受け、若干の質疑・自由討議を行った後、協議会を閉会した。

（開会 午前9時59分）

◎広委員長

おはようございます。

それでは、ただいまから、産業建設委員協議会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立をしております。

それでは会議に入ります。

本日、御協議願います案件は、協議案件としまして、「平成24年度伊勢市やすらぎ公園プールの開設について」、「伊勢市消防本部庁舎及び防災センターの整備について」、報告案件としまして、「伊勢市営住宅明渡等請求訴訟その後の経過について」、「廃棄物処理センター下水道汚泥焼却残渣処理委託その後の経過について」、「サン・サポート・スクエア伊勢の企業の進出について」のあわせて5件でございます。

本日は、やすらぎ公園プールの案件につきましては、市長、副市長から協議会への出席申し出があり、了承しておきましたので御承知おきください。

【平成24年度伊勢市やすらぎ公園プールの開設について】

◎広委員長

それでは、はじめに「平成24年度伊勢市やすらぎ公園プールの開設について」を御協議願います。

当局の説明を求めます。

市長。

●鈴木市長

皆さん、おはようございます。

本日は、大変お忙しいところ産業建設委員協議会を開催いただきましてまことにありがとうございます

本日、御報告申し上げます案件は、委員長から御案内がございました「平成24年度伊勢市やすらぎ公園プールの開設について」外4件でございます。

それぞれ各担当部署から報告を申し上げますのでよろしく御協議賜りますようお願い

申し上げます。

◎広委員長

商工労政課長

●中村商工労政課長

おはようございます。本日は、平成 24 年度の伊勢市やすらぎ公園プールの開設につきまして御報告をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

早速ではございますが、お手元の資料に基づき御説明をさせていただきます。

まず、「1.経過」についてでございます。

伊勢市やすらぎ公園プールにつきましては、平成 23 年度での廃止を予定しておりました。

しかしながら、平成 24 年 3 月議会に提出いたしました、「議案第 38 号 伊勢市やすらぎ公園プール条例の廃止について」が、否決という結果となったことに伴い、平成 24 年度も、伊勢市やすらぎ公園プールを引き続き開設することが必要となりました。

そこで、「2.平成 24 年度の対応について」でございます。

平成 24 年度当初予算においては、伊勢市やすらぎ公園プールを開設するための予算を計上させていただいておりません。そこで、所要の経費について、補正予算を計上させていただきます。

なお、「伊勢市における市民プールの位置付け、考え方が現段階では明確でない。」との附帯決議を頂戴しております。これまで、やすらぎ公園プールに関する議論の中ではもっておりませんでした視点も含めて、様々な観点から総合的に検討するべき、との非常に重い御指摘をいただいているところでございます。

本来は、これらの点につきまして、明確にしてから、平成 24 年度の予算を計上していくべきということも、重々承知をいたしておりますが、庁内において検討いたしました結果、「本市における市民プールの位置付け、考え方」に関しまして、改めて、庁内関係各課で構成する検討会議を設置し、これをしっかりと議論いたしました上で、9 月を目途に中間報告、年内には最終結果という形で、議員の皆様へ御報告をさせていただきますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

また、平成 24 年度当初予算のうち、「やすらぎ公園プール施設解体経費」については、その予算執行を停止するべき、との附帯決議もいただいておりますことから、プールの位置づけが明確になりましたら、改めてこの考え方に対する新たな予算化も必要になることもあろうかと考えておりますので、これを減額補正し予算上の整理をつけていきたいと思っております。

次に、「3 平成 24 年度開設にあたり必要となる修繕について」でございます。

これまで皆様には、平成 24 年度以降も、伊勢市やすらぎ公園プールを開設していくためには、大規模修繕はともかくといたしましても、少なくとも平成 24 年度、すぐに約 530 万円の修繕が必要、という御説明をさせていただいて参りました。

しかしながら今回、皆様から宿題として頂戴をいたしております「本市における市民プールの位置付け、考え方」を御報告させていただいていない、という現状の中で、24 年度 1 年間、まずは市民の皆様のために肅々と伊勢市やすらぎ公園プールを開設させていただ

く必要がある中で、その経費と執行のあり方につきまして、庁内で検討を重ねてまいりました。

まず、各種機器類につきましては、昨シーズン終了後の専門事業者による点検で、いずれの機器についても、一般的な耐用年数は超えており、次年度以降も引き続き、やすらぎ公園プールを利用していくのであれば、これを当然更新していくべき、という趣旨の報告を受けております。

しかしながら、今年度は、あくまでも「本市における市民プールの位置付け、考え方」をお示しさせていただいていない中で、暫定的に伊勢市やすらぎ公園プールを運営させていただくところです。

もちろん、事業者から交換が推奨されてきている機器ばかりでございますので、予算といたしましては、その交換のために必要な金額を見込ませていただく必要がございますが、まずは、改めてもう一度、シーズン前にそれら機器類の整備と動作確認を行い、これが本当に動作しない、交換が必要となった場合のみ、その交換を実施させていただき、平成 24 年度、1 シーズン約 2 カ月の営業のために、最低限必要となる修繕のみをしっかりと精査した上で、執行をしてまいります。

一方、塗装等に関してでございます。

テントの支柱や、プール本体等で塗膜のはがれが出ており、特に小さなお子さん方の切り傷等のもととなります。このことから、塗装がはげている部分について、塗替えを実施し、安全の確保に努めて参りたいと思います。

これらの修繕経費につきましては、やはり、機器類すべてが交換となった場合に備えることも含めて、これまでに御説明を申し上げてまいりましたとおり、併せて約 530 万円が必要となる見込みです。

また、管理運営経費につきましても、精査をさせていただいた中で約 970 万円あまりがどうしても必要となります。

いずれも、「本市における市民プールの位置付け、考え方」を御報告させていただいていないという状況の中で、今年度、開設をしていくために最低限必要となる経費をしっかりと見込ませていただき、これを補正予算として、歳入の見込みであります約 415 万円あまりと併せて、計上をさせていただくところでございますので、よろしく御理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

以上、平成 24 年度の伊勢市やすらぎ公園プールの開設につきまして、御報告を申し上げます。

何とぞ、よろしく御協議を賜りますよう、お願いいたします。

◎広委員長

ただいまの説明につきまして御発言はございませんか。

世古口委員。

○世古口委員

今、いろいろと説明を受けたわけですが、やはり説明をいただいたぐらいの資料の提示をいただきたいなど、このように思います。

そしていろいろと現在までの経過を踏まえた中で、やはり産建の協議会でいろいろと議

論しても、それが、なかなか、その方向が出ないということに対して、非常に私は違和感をもっておるわけございまして、やはり時間をかけて協議会でいろいろと議論をしたことに対しまして、そういった執行者が方向性を見出すために協議会にかけてくるわけございまして、そういった方向でずれのないような対応をしていただきたいなと、このように思います。

そして機器の対応年数の経過ということで交換するべき機器については、やはりことし1年するにしたって、来年も継続するにしたって、機器の交換をしなければ意味がないと思います。そうなりますとずるずるとお金ばかり突っ込んで、なかなかロスが多い、合理的な資金の投入ができないということも踏まえまして、いろいろと私も考えておるわけございまして、そして、やはり市民プールという関係でいろいろと説明が出ておりました。この関係につきましては、やはり市民の心、あるいはまた体の両面で、非常に市民プールについては意義のあることだと思いますし、是非とも序内でことしの年末までに方向性を出すという説明がございましたが、やはりこれについては、中途半端な議論ではなしに、絶対にやるんだという、そういった方向で対応してもらわなければ、やすらぎプールを抱える中で非常に問題点が出てくるのではなからうかと思います。

そしてまた、前回の協議会、あるいはまた本会議におきましてやはりプールについては、私はこうと思いますが、市民プールの関わり、レジャープール、そういったものを考えた中で、やはりなくてはならないということで廃止については、待ったという意見もかなりあったというように私は記憶しておるわけございまして、そこら辺も踏まえまして、やはりこの問題に決着をつけるのであれば、市民プールの建設、たとえ5億かかろうが、10億かかろうが、やはりそういったことについて、市民の健康づくりも含めてやっていただきたいなと。そうでないと、この問題はいつまでたってもおっかけっこで決着がつかないのではなからうかと私自身としては考えておりますので、そういった関係についていろいろと当局は真剣に対応していただきたいし、そしてまた、今日のこの関係についてはいろいろな方々との意見が出ると思いますが、はじめに言ってしまって、ごめんなさいやけれども、私はこの今日の議論については、継続でいったほうがいいんじゃないかこのように思います。

◎広委員長

今のですね、世古口委員の話の中で資料不足じゃないかという話が出ました。以前との条件がいろいろと変わってきておるといふ部分がもしあって、数字的な経費の、どれくらいかかっている、予算をこのようにみておったけれども、こう変わりましたというような資料があれば提出をしていただきたいのですが、暫時休憩します。

(休憩 午前 10 時 38 分)

(再開 午前 10 時 38 分)

◎広委員長

休憩を閉じ会議を続けます。

他に御発言はございませんか。

辻委員。

○辻委員

すいません。ちょっと聞かせください。

先ほど1年間延ばすということと、それからそのための修理を最小限でやっていきたいというふうなお話がありました。これはあくまでも当局から示された提案の中での議論ですが、もし最低限でされて、途中で事故等が起こった場合はだれが責任をとるのですか。

◎広委員長

商工労政課長。

●中村商工労政課長

必要最小限の修繕といいますのは、この24年度の運営には支障がない最低限の修理でございます。

例えばポンプが途中で止まるということは考えておりますが、その途中で止まった場合に、その時に修繕をかけさせていただくかもわかりません。それでプールのポンプというのは、止まっても塩素のほうを換えさせていただいて流水プールのほうの機械をそのままいく可能性があるということでございますので、子供用の流水プールが例えば止まりましたら、修繕をかけさせていただかないかんかもわかりません。それでもし止ったとしても安全性には、問題はないというふうに聞いております。

◎広委員長

辻委員。

○辻委員

私ども、3月議会の本会議で言わせていただきましたけれども、討論をさせていただいた中で、言わせてもらったのは、あくまでも代替案をしっかりと考えていく中で、この市民プールの位置づけ等をはっきりさせるべきだと。今話を聞いておりますと、970万の経費が、このままでいくとかかかっていくだろうというふうなお話がありましたよね、維持管理を含めてですが。その辺のことを考えていくと、前回も山本委員から話がございましたけれども、民間の事業者さんのところを使わせてもらうことによって、1年間で200数十万という話を考えたら、2年間使っても500万いくかいかないかという話になるわけですね。その部分を考えていくと今回こういったお示しがあったわけですが、私から考えると、そこのところはどのように検討されたのか、全然わからないので、ちょっとその辺を教えてください。

◎広委員長

商工労政課長。

●中村商工労政課長

その話も十分に検討していただきました。それで条例が、伊勢市やすらぎ公園プール条例というのが現在あります。その関係で代替案も考えさせていただいたのですが、条例が

ある以上は、市としての責務ということでプールは開かせていただかないかんという考えでおりますので、その代替案も考えさせていただいた上で、条例に沿って、ことはさせていただきたい。また、その中の検討は、市の中の検討委員会で、がんばって年内のうちに検討させていただくという形で、また御報告をさせていただくという形でよろしく願います。

◎広委員長
辻委員。

○辻委員

言わんとすることは、わからないことはないですね。だけど、本当にここをとことんやっていく気があるのか、ないのかわからないままですね、私、議会を終わってからいろいろと考えていく中で、思ったことは、あそこのやすらぎ霊園自体、あの辺の土地自体をどのように活用していくのかとか、その辺の考え方で議論をされていたのかどうか。ただ、プールだけの話ではなくて、全体を見て話をしていけないと意味がないんじゃないかなと。先ほど世古口委員からも話があったけれども、市民プールと考えたときに、本当にするのであれば、そのかわりちゃんとしたものをつくっていかないかんでしょうし、あそこでいいと私は思えないですね。それでそう考えると、市民の皆さんが使いやすいところとか、そういったことも含めて考えれば、今、このまま続行していくという考え方というのは、なかなか難しいものが出てこないのかなというふうに思うんですね。その辺のところはどういうふうに考えて議論をされてきたのですか。

◎広委員長
副市長。

●松下副市長

今、辻委員の御指摘がございましたように、まず代替案というのは、プールを廃止するというものに対する代替案というのが、まず基本ではないかというふうに理解をさせていただいております。

それから今回私どもプール条例の廃止について御提案を申し上げました。それについて否決をされたということでございまして、現在プール条例が生きておるわけでございます。公の施設として、現在伊勢市やすらぎ公園プールが生きておるということでございますので、当然開設をしていく責務が私どもにあるというふうに理解をさせていただいておりますので、今回御提案させていただいておりますので、よろしく御理解いただきますようお願いいたします。

◎広委員長
辻委員。

○辻委員

前も言わせてもらいましたけれども、条例の中にも当然うたわれておりますし、運用の

中でも当然あるわけですが、規則の中にもありますけれども、市長の権限というのも当然ありましてね、何かの時は休止できるということが当然あるわけですね。何かの時にはできる話なので、当然、前回に副市長から話があったのが、あくまでも基本は開設する。ただし事故とか、何かがあったときは修繕のために休園することはありうるだろうけれども、そういうことはないんだという話だったのですが、でもそれは予算執行ができ・・・、例えば今現在の段階では予算執行ができないという状態の中で、そうすれば、これは事故ということじゃないんでしょうかね。そういった考え方はできないのでしょうか。

◎広委員長

副市長。

●松下副市長

確かに伊勢市やすらぎ公園プール条例の施行規則の中に、「利用期間若しくは利用時間を変更し、又は利用期間内において臨時にプールの利用を休止することができる。」という規定がございますけれども、これは基本的には開設をさせていただいて、何かあったときに一時的に、臨時的に休止をすることができるというふうな条項だと理解をさせていただいておりますので、すべての期間について、それを前提に休止をするという規定ではないというふうに理解をさせていただいておりますので、その点で御理解いただきたいと存じます。

◎広委員長

辻委員。

○辻委員

前回と一緒に答弁なので、それ以上聞きませんが、私としては、市民のためにやっていたいことなのであれば、この1カ月の間にどれだけの議論をされてきたのかなと、ちょっと不信を感じますし、しっかりとその辺を考えてもらいたいし、市長の気持ちが全然伝わってこないのが、今でもそうですが、何をしようとしているのかが、よくわからないのがあります。市長としてはどうしていきたい、全体観にたって考えていくことも考えているのかどうか、市長の御意見というか所感を教えて欲しいのですが。

◎広委員長

市長。

●鈴木市長

これまでと同じ答弁になってくる部分もありますが、やすらぎ公園プールのことにつきましては、3月の議会では我々としては廃止というような形で御提案をさせていただきまして、そのうち市民プールの考え方や、各々、市民プールや弱者の・・・、弱者という表現が適切かどうかわかりませんが、泳げない方々や、体の不自由な方々の対策はどうすべきか、そういった新たな視点も頂戴いたしておりますので、そういったことを年内にまとめさせていただきまして、新たに御提示をさせていただかないかんだんかなというふうに考えております。

◎広委員長
辻委員。

○辻委員

私は前回言わせてもらいましたが、小中学校の統廃合・適正化配置の問題もありますので、学校のプール等の活用も含めた、それから先ほども言わせてもらいましたが、やすらぎ霊園全体のビジョンも含めて、今後どうしていくのかということも含めた議論を切に望む中で、今日の段階では、このまま聞き置く程度にさせてもらいたいと思います。

◎広委員長
他に御発言は。
品川委員。

○品川委員

このことは議会として議決した話なので、先ほど副市長が言われるように、条例が残ったら条例に従ってやらないかんというのは、よくわかります。ただ、言っておられる、決議文の中にもあったように、市民プールのあり方、位置づけというふうなことが出てくると、今の時点ではできるだけお金をかけないように進めていただかなあかんのかなと思っています。

ただし9月に市民プールのやつの結論を出したいということが書かれておるのですが、この間、決議文が出されて、だいぶ時間がたっておるわけですね。市民プールの位置づけみたいなことを議論するのに、そんなに時間がかかるのかなと。実は私今回のこの補正案が出るときには、先の教育民生委員協議会でその話が出るんかなと思っておったのですが、その時には出なかったですね。その時に私は市民プールのあり方として、当局の検討は、こうなったというようなことが出されて、それから補正をつけたいということで産建のほうに回ってくるのかなと思ったんですけども、なかなかそこら辺ができないという部分もあるし、私個人としては、実は、やすらぎプールが市民プールなんかなというふうな考え方をもってなくて、やすらぎは当然レジャープールであると。市の位置づけとしてレジャープールをもつのか、もたないのかということになるんじゃないかなというふうな思いもあります。

これ今回出されたので、今回は聞き置く程度にしておきたいのですが、しっかりとね、例えば市民プールであって、健康増進するのであれば、前も申し上げたとおりね、全天候型の1年間通じて、健康維持のために努力ができる施設を建てやないかんやろし、そうなってくると、当然民間のプールをもっておられる方からも反対論も出てくるんだらうと。そんなことも含めて多方面からの研究もせないかん。まして今、学校の統廃合がされておって、今の学校施設のプールを市民プールとして使うのは問題があるかと思いますが、廃止された学校プールを改造して、そういうこともできるのではないかと。これからいろんなことがなってくると思います。ただ、それが市民の望むことなんか、そうじゃないんかということまでしっかりと情報も公開していただいてやっていただきたい。

例えばやすらぎプールについては、お盆の期間は使えないですね。駐車場がないから

使えないですよ。いっきの話では、やすらぎプールは公園墓地をもっている方にも券を配ってということをやっておるにも関わらず、墓をそこにもっておられる方は、墓参りに来たときに子供らを連れてきても、お盆では入れないというような状況があるんですよ。ですから先ほど辻委員が言われたように、実はあそこの位置でいいのかという議論まで出てくると思うんですよ。これは非常にデリケートな問題だと思います。議会もそちらのほうで、いちおうそれを決断するまでというような附帯決議をつけた以上は非常に重い問題だと思うので、しっかりとね、事あるごとに、協議会に出していただいて、所管は教育民生委員会だと思うけれども、議論をしていただきたい。

今回私としては、副市長が言われるように、条例が残った以上、仕方がない。ただしお金は極力かけずに将来展望がはっきりするまでは、できる限りお金はかけていただきたくないというふうなことだけ申し上げて終わっておきます。

◎広委員長

他に御発言は。

山本委員。

○山本委員

委員の皆さん方と当局の議論を聞いておって、今辻委員から当局の考え方、特に市長の考え方というような話が出たのですが、品川委員は市民プールと。それで当局は、市民プールという捉え方をどういようなイメージ、イメージというか将来的に市民プールをつくっていくやということで、どういイメージを描いているのか、ちょっといっぺんそこら辺も教えてほしいな。

◎広委員長

産業観光部長。

●三浦産業観光部長

私たちが考える市民プールというのは、やはり 365 日、市民の方が使っていただくプールかと私自身は理解しております。やすらぎプールにつきましては、あくまで夏の憩いの場、親子の触れ合いの場というところと認識しております。今後、庁内の検討会議において、その辺のところをきっちり議論して、伊勢市の市民プールのあり方等を協議していきたいと思っていますので、よろしく御理解のほどお願いしたいと思います。

◎広委員長

山本委員。

○山本委員

今答弁で 365 日と、こういうような御答弁があったわけですが、365 日稼働させるとなると、当然屋内プールになると思うのですよ。屋内プールの温水プール。それと今市長が言われておったように泳げない人らを泳がず、泳げるようにするんやと。身体に障がいをもっておられる方もそういうことをするんやと。そういうことになってくると、莫大な費

用がいると思うんさ、莫大な。それが果たして現実的なものか、頭の中で考えておるだけなのか。これそこら辺も踏まえて検討するということですが、検討せんでも答えは出ておると思うんさな。ようわからんけれども。そんなことが今まで議論もなしに今回このような話が起こってきたときに、市民プールで365日営業していくんや、そうすると管理費も莫大にいる。それで市民プールやということなんで、そんなにお金もとれやんと思うんさな、民間みたいに千円、2千円、1回3千円とか、ようわからんけれども。そうするとせいぜい500円から千円とって、温泉プールにしたり、現実的にできてくんかなと思うな。365日。それでまた体に障がいをもっておられる方を、市長が言われたように、どういう形かよくわからんけれども、その人らも利用してもらうんやということになると、また当然サポートをしていく人もいるやろうし、そうすると人件費もかかってくる。そんなことが今の財政状況で許されるのかなという懸念もあるわな。そこら辺のことはどうやる。

◎広委員長

部長。

●三浦産業観光部長

今御指摘のように財政的な面というのも大きな問題になろうかと思いますが、提案いただいた中には、先ほどお話のあった学校プールというのも提案をいただいております。市民プールだけではなくて、学校プールの利用の仕方、そういったものを考えながら、今後の、市民の皆さんが使っていただくプール、市民プールまではいかずとも、市民の皆さんが利用・活動していただけるプールの利用について、この検討会の中で協議を進めていきたいと考えております。

◎広委員長

市民プールはすごく大切ですけども、ちょっと市民プールにいつてしましますと、そっちの方向になると、ちょっと今回のやすらぎプールと違いますので、将来的な話はおっしゃるとおりですので、そこら辺を・・・。

○山本委員

市民プールというな、その言葉が出たので市民プールのこれからの伊勢市がどのようにやすらぎ公園プールを考えておるんやと。だれが考えてもな、2ヵ月で7、8ですやんか、稼動するのは。そんなところに何千万もということになるといかなもんかということなんです。だから市民プールというのはどういような考え方でやっておるんやと。何も僕の質問は変わっておるということではないんな。

◎広委員長

わかりました。市民プールを今後つくっていく話と・・・。

○山本委員

そやで今聞いておるわけやんか。やすらぎ公園から市民プールに変わっていく過程、どのようなイメージを抱いておるんやということを聞いておるんや。それでやすらぎ公園は

是が非かという話になってくるわけやんか。だからこれ委員長としておってもしようがないんで、結局あなたらが今度・・・。

◎広委員長

暫時休憩します。

(午前 10時 31分)

(午前 10時 32分)

◎広委員長

休憩を閉じ会議を続けます。

山本委員。

○山本委員

委員長と話をしておってもしようがないんで、結局当局がさ、検討委員会を立ち上げるということやさな。これは是か非かと。やすらぎ公園をどうしていくんやと。それでその後、くるんが市民プールになるんかならんのか、今あなたが言うておるように、学校プールも一つやろ。だからそこら辺の話をしていくんやけれども、結局市としての方針が決まっておらんだら、検討委員会を立ち上げて何を検討するんかということさ。ちょっともう1回答弁をお願いします。

◎広委員長

部長。

●三浦産業観光部長

今回提案いただいた課題はたくさんございます。そういったものも整理して、基本的にはやすらぎプールの運営を次年度からどうするのかというのが基本的な考え方になるうかと思しますので、その辺をきっちりと、できないものはできない、これはできるであろうとその辺の整理をしながら、やすらぎプールの今後の運営について、市民プールのあり方等について、この検討会の中で協議をしていきたいと考えております。

◎広委員長

他に御発言はございませんか。

世古口委員。

○世古口委員

なかなかこの問題は難しい問題だと判断しておるわけです。

市長は幸い今日は出席してもらっておるので確認しておきたいと思いますが、子供の笑顔が見たいということで廃止の方向が出ておったプールを再度開設という形でこの問題がにわかに出てきたわけだと考えておるわけでございまして、やはり私、いろいろと地域の方々に話を聞いてみますと、あそこ、宮山にも、小学校にもプールがある。明倫小学校

にもプールがある。地元の人にはもうほとんど行かないということで、何を考えておるんやろなど、地元はしらけておるといような話も私は耳にするわけです。やはりそうなりますと、いろいろと出ていますように、年中使える温水プール、そしてまた、レジャープール。体の悪い方とか、いろいろな方が利用できる多目的な、年中使える市民プールの建設が必要ではなかろうかなど、このように思っておりますので、その辺も含めまして、市長から決意と申しますか、このプールに対する方向性をお聞かせ願いたいなど、このように思います。

◎広委員長

市長。

●鈴木市長

これまでもやすらぎ公園プールのこと、市民プールの考え方や、泳げない子供たちや、障がいをもたれた方々、そういったさまざまな、その、議員の皆さまから個々の考え方もたくさんいただいているところでございますので、そういったことを検討会で整理をし、また御提示をし、また御意見も賜りたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

◎広委員長

他に御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎広委員長

御発言もないようですので本件についてはこの程度で終わります。

市長退室のため暫時休憩します。

（休憩 10 時 36 分）

（再開 10 時 38 分）

【伊勢市消防本部庁舎及び防災センターの整備について】

◎広委員長

それでは、休憩を解き、会議を再開します。

次に、「伊勢市消防本部庁舎及び防災センターの整備について」の説明をお願いします。

都市計画課長。

●森田都市計画課長

それでは、「伊勢市消防本部庁舎及び防災センターの整備について」御説明を申し上げます。

まずは、伊勢都市計画公園の変更（伊勢市決定）について御説明を申し上げ、続きまして伊勢市消防本部庁舎及び防災センターの用途と規模の概要について、御説明をさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

伊勢都市計画公園の変更（伊勢市決定）については、平成 24 年 4 月 12 日に開催しました第 23 回伊勢市都市計画審議会におきまして御審議をいただき、素案を作成したところでございます。

本日は、その素案について御説明をさせていただきます。

それでは、まず 6 ページを御覧ください。

変更する公園は、5.5.3 号倉田山公園、位置は伊勢市桶部町及び黒瀬町、面積は約 23.20 ヘクタールでございます。今回、当該都市計画公園区域から消防本部庁舎予定地、約 2,700 平方メートルを除外するとともに公園として同等の面積を追加変更するものでございます。

次に、7 ページを御覧ください。

都市計画総括図に倉田山公園の位置を示したものでございます。

次に、8 ページを御覧ください。

2,500 分の 1 の計画図でございます。緑色の外枠の赤線から黒線の斜線部分を除いたところが現在の公園区域でございます。黄色を赤枠で囲み表示してございます③④⑤⑥の四角は、消防本部庁舎予定地であり都市計画決定を廃止する区域となり、黒線の斜線部分は新たに公園区域として追加するところでございます。先ほども御説明申し上げましたが、ともに面積は約 2,700 平方メートルであり、公園全体の面積に増減はございません。

次に、9 ページを御覧ください。

倉田山公園の参考図として添付してございます全体構想図でございます。都市計画の変更に伴いまして公園の整備イメージを示す必要がありますことから、作成をさせていただいたもので、あくまでもイメージとして御覧いただきたいと思います。これから整備する区域につきましては、市議会の皆様と御協議をさせていただきたく、公園の基本設計がおおむねまとまりましたら協議会に御説明申し上げたいと考えております。

次に、10 ページを御覧ください。

消防本部庁舎建設予定地周辺の区域変更図の素案を拡大したものです。

11 ページには、昨年 12 月 2 日の都市計画審議会でお認めいただきました測量調査前の区域変更図（案）を添付してございます。比較していただきますと、位置としては大きな変化はございませんが、消防車両の円滑な道路乗り入れを図るため、消防本部庁舎予定地を道路に接するようにし、道路も実施に近い形状に表示してございます。

次に、都市計画変更のスケジュールでございます。12 ページを御覧ください。

都市計画変更予定表（案）でございます。

今後の予定について、素案の縦覧が 5 月中旬と表示してありますが、これにつきましては 5 月 8 日から 2 週間を予定させていただいております。そして、7 月中旬には案の縦覧、8 月中旬には第 24 回都市計画審議会を開催させていただき、8 月下旬に変更の告示を行いたいと考えております。

続きまして、建築設計業務の着手にあたっての、伊勢市消防本部庁舎・消防車庫及び防災センターの「用途と規模の概要」につきまして、御説明を申し上げます。

ページを戻っていただきまして、1 ページを御覧ください。

「1 消防本部庁舎の概要及び各階の用途」でございます。

3ページから5ページ目の平面図とあわせて御覧ください。

庁舎は鉄筋コンクリート造4階建ての免震構造とし、延べ床面積2,400平方メートル程度を考えております。

1階は、消防署の事務室及び食堂などで、車庫と接続して24時間の緊急出動に対応するものとしております。

2階は、消防署員の仮眠室などです。

3階は、通信指令室及び作戦室、仮眠室などで構成しております。作戦室は、通信指令室に隣接して設け、大災害時には防災関係機関が集まり、情報を共有・集約し、協議する場所として考えており、次期更新指令システムのためのスペースを兼ねております。

4階は、消防本部、総務課、消防課、予防課の事務室、消防長室、会議室等を考えております。

次に、車庫については、鉄骨造・平屋建・耐震構造で、中2階をあわせると、延べ床面積は1,300平方メートル程度です。消防署の消防車・救急車等実働車両のほか、消防本部広報車等を収納します。消防署事務室との間に、隊員が出動するときに防火衣を装着する場所として出動準備室を設けます。車両を保管する車庫のほか、救急資機材の滅菌を行い保管するための消毒室、その他資機材保管庫、中2階は各種資機材の保管庫等を計画しています。

続きまして、「2 防災センターの概要」について御説明申し上げます。

消防庁舎と同じく、鉄筋コンクリート造の4階建て、免震構造、延べ床面積約2,000平方メートルを考えております。

防災センターは、平時、物資備蓄倉庫に加え、市民の防災学習・研修スペース等として活用していき、災害時には「伊勢市災害対策本部第2司令塔」の機能とともに、大規模災害時における「災害対応関係機関の支援活動拠点」として使用するなど、多目的な用途に対応するものとしております。

次に、各階の用途についてでございます。

1階は、災害用物資の備蓄倉庫としております。

2階は、平時、映像などによる防災学習、応急手当体験学習、消火体験など学習施設として、市民の防災啓発の場に活用します。災害時は、職員の活動拠点とします。

3階、多目的ホールは、平時における防災講習、救命講習、その他会議等、市民の防災学習・啓発に使用します。災害時には、消防本部側の通信指令室との共通階として、情報収集・発信に有効な活用ができるため、市の「災害対策本部第2司令塔」を想定しています。

4階は、防災研修室で、平時は3階の多目的ホールとともに各種講習・研修の施設として使用します。大規模災害時には、防災関係機関の支援の活動拠点を想定しています。

なお、これらの各階の用途や内容は、今後、さらに詰めていきたいと考えております。

次に、「3 消防用地」につきまして、御説明させていただきます。敷地面積は、2,700平方メートル程度です。土地につきましては、これまで津財務事務所と協議調整を重ねてまいりましたが、今般「用地買収」と回答をいただいたところでございます。その金額につきましては、今後の土地鑑定調査結果を踏まえて、財務省との協議によるものとなります。

す。

「4 その他付随する設備等」につきましては、自家発電設備のほか、太陽光発電、自家給油所、飲料水兼用防火水槽の設置など、可能な範囲で進めていき、災害対応に遺漏のないように備えていこうと考えております。

なお、御説明させていただきました、「消防庁舎及び消防センターの規模・用途」につきましては、設計業務委託にあたっての基本的な考え方、たたき台でありまして、議会の皆様の御意見をいただき、その構想を固めてまいりたいと考えております。

以上、「伊勢都市計画公園の変更（伊勢市決定）」、「伊勢市消防本部庁舎及び防災センターの用途と規模の概要」について、御説明をさせていただきました。

何とぞ御協議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

◎広郎委員長

ただいまの説明につきまして御発言はございませんか。

世古口委員。

○世古口委員

2点ほど、設問させていただきます。

ただいま、るる説明を受けたわけでございますが、専門的なことは別にいたしまして、説明の中で消防車庫、消防庁舎ともに道路の近くに建設ということでは言われておりますが、この図面を見てみますと、現在の既存の道路から、信号のところに出るようになっているように見受けるわけでございます。この関係につきまして、やはり山を取り崩すとかして、道路際へ、すぐに直で、出られるような用地と申しますか、建設、そういったことについては、できないものでしょうか。その辺につきまして、質問したいと思います。

◎広委員長

消防長。

●大西消防長

今、委員、御指摘の国道23号に面して、庁舎ができないかという御指摘でございますけど、その辺をこれまでも我々、都市整備さんといろいろ協議も重ねてまいりました。で、やはり土地の、現在、山といいますか、勾配がございまして、その辺で、直に面するというのは、勾配、土地の傾斜等々で難しいという判断で、現在の構想に至ったものでございます。以上でございます。

◎広郎委員長

世古口委員。

○世古口委員

なぜかと申しますと、あそこは公園の中ということで、道路の道路面あるいはまた周辺の歩行者、あるいはまた車の通行の安全、あるいはまた車の流れ、そう再々混雑することはないと思いますが、やはり、あの辺は憩いの場でもあることで、やはり安全面、そして

また車の流れ、こういったことが私、非常に気になるわけですが、何かあった場合には、一応ストップして、消防車、あるいはそういった必要な車が優先するとは思いますが、やはり、その辺、再度、直に出られるような方向で考えてもらえれば、そういった事故とか、いろいろな流れの関係についても解消されるのではなからうかと思いますが、その辺の安全性について、あるいは車の流れについて、どのように考えているのか、お聞かせ願いたいと思います。

◎広委員長

消防長。

●大西消防長

国道23号の車の、今の動きを見ておりますと、非常にスピードが出ておると、やはり信号のところに、消防車両が出ないと、御園分署も信号のないところを出ておるんですけど、御園分署に比較しても、今の倉田山公園のところは、かなりスピードが出ておるということで、やはり消防車両としては、信号交差点に出ていく経路で方向性を考えていきたいと。

公園の車、それから歩行者の方との考え方でございますけど、そこの図面にもありますように、車と歩行者の分離と申しますか、公園道路の考え方、消防車両の考え方を分けていきたいと。そして、もう一つ安全面という面では、先般から伊勢警察さんとも御相談させてもらっておるんですけども、いかに信号交差点と申しまして、かなり、消防側が赤で出ることが非常に危険だということで、何らか車両が出るときには、消防側が青に変わるような対応をできないかと相談をさせてもらっています。それとあわせて、道路につきましても、現状より広げるような形で、安全面を確保していきたいと考えています。以上でございます。

◎広委員長

他に御発言はございませんか。

品川委員。

○品川委員

ちょっと聞かせてください。

まずこの参考図ですか、参考図のところで見させていただきますと、消防署の横の道から、上には直接行けないんですよね、よろしいですか。

◎広委員長

課長。

●森田都市計画課長

消防署の横の道路は、駐車場への侵入道路も兼ねておりまして、上には直接はつながってはおりませんが、駐車場のところから、緊急時、使用できるようにつなげたいというふうには考えてございます。ただ、今現在、基本設計中でございますので、その中で、そう

いった検討も行っているというようなことでございますので、よろしくお願いいたします。

◎広委員長
品川委員。

○品川委員

その駐車場のところですけども、平常時は駐車場と言いながら、木が植わっておるような状況なので、こんなのは全部ちゃんとしたようなものを書いてもらわないと、例えば、倉田山の野球場があって、前、都市計画のほうでも言わせていただいたんですけど、サブグラウンドがどこにいくのかということも全然示されておらないんですよ。それで、その時に駐車は、いったいどうしたらいいのか。このところとここのところが駐車場というなら、ちゃんと線引きぐらいして、ここに何台停まりますぐらいのものを示していたかないと、わかりづらいんですけど、その点、どうですか。

◎広委員長
課長。

●森田都市計画課長

ただいま、御指摘いただきました件につきましては、今後、基本設計がおおむねまとまりましたら、お示しをさせていただきたいとは考えておりますが、サブグラウンドにつきましては、今のところは西側の多目的広場に機能をもってこられないかということで検討してございます。

また、駐車場につきましては、同じく西側の多目的広場でございますけれども、こちらの現状より面積をできるだけ広げた中で確保ができないかということも、あわせて検討してございますので、よろしくお願いいたします。

◎広委員長
品川委員。

○品川委員

それとですね。外周道路がありますよね。災害時の一時避難所、野球場に入るところですけど、先ほど駐車場のところからアクセスできるというようなことを言われたんですけど、ここのところ非常に道路が狭いので、大型のものになってくると、なかなか車が常時停めてあるんで、ゲームをしているときですね、そういうところは、きっちりと排除をして、幅員を増やしてですね、例えば歩道までつけるとか、そのような考えをもっていないと、本当に災害時の時に、できるのかなというふうな思いがあるんで、そこら辺までの考え方は、どのように考えておられるのかな。

◎広委員長
課長。

●森田都市計画課長

野球場への外周道路の進入でございますけれども、こちらにつきましては、測量結果を見ながら、こういった進入の仕方ができるかを検討しておるところでございますけれども、今、描いております外周のこの茶色い道路につきましては、遊歩道というふうに考えておりまして、駐車場のほうから車路か何かに進入できないかというようなことで、今、検討をしております。よろしくお願いします。

◎広委員長

品川委員。

○品川委員

今、私が言ったのは、外周道路に、例えば、ゲームをやっている時なんかは、車がずっと停めてありますよね。駐車場が少ないので、外周道路に停めてある時に、その時に災害が起こったときに、そこへ入っても車が通れないので、そのところは、まず車が停められないように配慮をする。そしてそれだけでは、いけないので、幅員を増やす、そして歩道もつけるとか、そういうふうなことまで整備を考えておるのか、というようなことを聞いておるので、再度、お答えください。

◎広委員長

課長。

●森田都市計画課長

失礼いたしました。

ただいまの外周道路については、平日、通常に使用されるときにつきましては、歩道としたいというふうに考えてございます。それで、大会時や災害時は別でございますけれども、普段の時には、車を入れないようなというような使用の仕方ができないかなということで、考えておりますので、よろしくお願いいたします。

◎広委員長

品川委員。

○品川委員

ですから、大会時でも、車を排除することを考えておられるのか、ということをお聞きするので、もう1回お答えください。

◎広委員長

課長。

●森田都市計画課長

基本的には、大会時も、この道路につきましては、車は入れないと。駐車場は駐車場として、位置づけるというふうに考えてございます。よろしくお願いします。

◎広委員長
品川委員。

○品川委員

私、この参考図を見せてもらったときに、なかなか奥の深いところまでもう書かれておるんやなあと、思いながら見ておったんですが、うちの会派でも、少しこの話が出たんですけど、ため池ですよ、この西と東の二つ池、このため池が、果たして災害時に大丈夫なのかと。今、国もため池に対する補助金というのも非常に少なくなってきました。それで、ここは多分、黒瀬町さんが管理をしていると思うのですが、このため池の状態が非常に危険ではないのかなというようなことが、もし何かの時に、災害があった時に、これが全部、黒瀬町さんが全部、整備ができるのかというと、今の状況で非常に難しいんじゃないかなと思っております。安全性はどうなっているのか、ここでちょっとお聞きしたいと思いますが。

◎広委員長
会議の途中ですが、11時10分まで休憩します。

(休憩 午前11時00分)
(再開 午前11時10分)

◎広委員長
休憩を閉じ会議を開きます。
産業観光部長。

●三浦産業観光部長

ため池の御指摘でございますが、現在、調査をなされておりましたが、今後、地元と協議して、調査をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

◎広委員長
品川委員。

○品川委員

私も今回こういうものを見せていただいたので、普通の白抜きのあれやったらあんまり気がつかないんですけど、こうやってはっきり書いていただくと、何かこう非常に危険かなと。やっぱり、近隣に家も建っているんで、何かの時に災害の拠点になるところから、災害が起きるとなると非常に困るので、あえて言わせていただきましたので、この程度で終わっておきます。

◎広委員長
他に、御発言はございませんか。

工村委員。

○工村委員

確認だけ、お聞きしたいのですが。以前にだれか確認したかもわかりませんので、ダブっていたら申しわけございません。

8ページの図面のところに、都計審で話があったかもわかりませんが、黄色い部分とそれと斜線の部分がございます。この黄色い部分のどこ以外に、このちょうど防災センターのあたりが、この境界からすると、全体的に外れているんじゃないかというふうに、この図面から読み取れるような気がしますんですけど、これはこの計画から外れるというふうなことでしょうか。境界から。

◎広委員長

都市整備部参事。

●谷口都市整備部参事

消防本部庁舎と防災センターの部分ですね、これは一体の建物という形で計画をしているというようなところで、防災センターの部分につきましては公園施設であるというようなことで、建物で、真ん中で区分されるというようなイメージをしているということでございます。

◎広委員長

工村委員。

○工村委員

ということは、この防災センターは、あるいは、災害活動拠点というのは、公園内にあってもいいという解釈でいいわけですね。

それから、先ほどからこの図面で品川委員から駐車場の話もございましたけれども、災害時の市の防災活動拠点、防災センターに入っていくのに、もし有事の時に、どういうふうな形で国道23号線から入っていく場合、ガシャガシャするんじゃないかと。非常に細かい図面が出ているわけではございませんので、はっきりわからないんですけど、もし有事の場合に、その辺は、どういうふうに進入とか、あるいは非常に混雑する、あるいは簡単に入っていけなさそうな気もするんですけど、その辺は、どのようにお考えでしょうか。ちょっと、この図面では判断できませんけど。

◎広委員長

消防長。

●大西消防長

先ほど、世古口議員の御指摘にもありましたとおり、まずは道路幅をなるべく多くとるような形で、進入路を広げていきたいと、あわせて交差点に関しましても、警察さんと協議をしておるんですけど、現在の歩道の位置、中央分離帯の位置が決まっておりますので、

そこもできれば広げるような、広い交差点になるような形で、まず協議を進めて、23号からの災害時の進入に際しては、支障のないようにまずはもっていきたいと。あわせて、国道23号から進入できない場合には、公園からも進入できると、2方向という形で考えておりますので御理解をお願いいたします。

◎広委員長

工村委員。

○工村委員

直接、こちらから片側通行になるけど、斜面の関係がどのようになるか、図面わからんのですけど、できたらこの道から片側通行のほうからでも、入り込めるような形をとっていただけたらなと思います。

◎広委員長

他に御発言は、ございませんか。

辻委員。

○辻委員

私も聞かせていただきたいことがあります。

先ほど、品川議員からも話がありました、球場の周辺、外周道路のことと、先ほど、話がありました消防庁舎の前の道路。それから、今ですね、球場を使用される場合に、実際は、市内の方であれば、どこから入っていけば球場へ行けるってわかると思うのですが、市外から遠征等で来られる方から考えますと、普通であれば高速を来て23号に出て、それから信号の交差点からですね、球場へ行かれるというふうに思うんですね。先ほど、総務委員会でも話がありましたけれども、この進入路が外周道路とですね、実際は段差ができるだろうというふうな形の部分と、緊急時は使えるような形にしたいというふうな話だけだったんですが、普段、競技されているときは、そういったところの配慮は、どのように考えてみえるのでしょうか。

◎広委員長

都市計画課長。

●森田都市計画課長

普段、公園を利用していただくときにつきましては、歩道とそれから車道、車が通る部分というのは分離しまして、それぞれ進入しました道路につきましては、駐車場へ入っていくための道路、それから外周道路は歩道と、それから今、野球場の周りにつきましても歩道という位置づけで、今のところ整理をしようと。それによって、中を使っていたく方の安全を確保したいと考えております。

◎広委員長

辻委員。

○辻委員

そうするとここに消防庁舎、新しい道を挟んで前に、駐車場ができるというふうな、先ほどの説明だったと思うのですが、そういったことを考えますと、そのパイで充分やっていけるんだと理解をしいいんですか。今まで、品川委員からも話がありましたけど、大会をやっているときは、周辺もずっと車が停まるような状態だと考えますと、なかなか厳しいものがないのかなと思うんですが、その辺は大丈夫ですか。

◎広委員長

都市計画課長。

●森田都市計画課長

平時といいますか、通常、御使用いただくときにつきましては、今回、設けます駐車場で、おおむね台数としては賄えるのではないかと考えております。また、大会時におきましては、非常に御利用される方がたくさんおみえになりますので、その辺は限られた公園区域でございますので、その中でできるだけ活用できる範囲をもちたいというふうに、今、設計の中では、考えておるところでございます。

◎広委員長

辻委員。

○辻委員

大会時の活用方法として、先ほどの答弁の中にもありましたが、案外頻繁に来られるということを考えますと、その時に緊急車両の出動が起こった場合に、その緊急車両としては、なかなか難しいところが出てこないのかなということを考えるんですが。その辺の緊急車両、この前の道はですね、緊急車両は最優先されないといけないというふうに、私は思っておりますので、それを考えますと、迂回するような形の、駐車場に行くのにも、どんなふうに行くのかとか、そこから、球場の外周の遊歩道が必要とする部分も含めてですけども、もう少し検討していくことが必要じゃないのかなと思うんですが、そのところは、どう検討されてきたんでしょうかね。

◎広委員長

課長。

●森田都市計画課長

ただいまの御指摘いただきました整備ですが、基本設計の中でこういった道路網が設計できるのかというところ等も検討しておりますので、当面、基本設計がまとまった段階では、動線の整備というのもできてまいろうかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

◎広委員長

消防長。

●大西消防長

当然、消防車庫の前の道路に関しましては、緊急車両が優先ということで、基本的には考えております。

当然、大会時と、それから他の一般の時でも、公園利用者の方が当然通行すると、それは当然、安全上、なかなか道を分離してつくるってことは難しいですので、そこを先ほどお話ししたような、消防車両が出るときには、例えば電光掲示板と申しますか、消防車が通りますというふうな周知もできるような形で、安全対策を図っていきたいというふうに考えております。

先ほどの外周道路との関係でございますけど、それにつきましても、今後もう少し測量等進めまして、設計していく中で、また、御相談申し上げながら進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

◎広委員長

辻委員。

○辻委員

提言だけさせてもらいたいと思いますが、昨日、外周道路を走ってきました。この信号から入って行って、回って行って、左折して入っていく、外周道路は使えるような形にはなっておりますよね。そここのところを考えますと、もっと先ほど等も話がありましたが、幅員を広げて遊歩道と道路というような形の部分を、たて分けられるような形をして行って、段差、先ほどの話もありましたけど、勾配がはっきり決まっていないことと、この勾配のことも含めてですね、この勾配にあうように道路を設計していくような形をしていけば、いかななものかなと思っておりますので、これ一つ提言させてもらっておきたいと思えます。

もう1つ聞きたいのが、先ほど、説明の中で今回の土地2,700平方メートルに関しましては、東海財務局でしたか、売却を受けると。当初は、国の持ち物なので借りられるのかなと思っておったんですが、そんなわけにもいかんみたいな感じの話がありましたが、これは先ほど、説明の中では不動産鑑定士が入って、どうのこうのという話がありました。こここのところは、どこがされて鑑定評価されるんでしょうか。

◎広委員長

消防長。

●大西消防長

今、津の財務事務所と話をさせていただいておりますところでは、国が鑑定評価をとっていただきまして、まずは金額を示していただくと。その金額をこちらに提示いただきまして、また、いろいろ協議、検討を進めていきたいと。あくまで国が鑑定評価するというところでございます。その金額が、こちらに明示されてくると考えております。

◎広委員長

辻委員。

○辻委員

今回、2,700平方メートル、この筆をみますと、実際にはほとんど1筆になっておるかというふうに思っております。今回、それを分筆するという格好で、2,700平方メートルの分筆と理解してよろしいですか。

◎広委員長

消防長。

●大西消防長

そのとおりでございます。

◎広委員長

辻委員。

○辻委員

その分筆費用は、どちらがもつのですか。

◎広委員長

消防長。

●大西消防長

その原因者でございますので、伊勢市ということになるかと思います。

◎広委員長

辻委員。

○辻委員

伊勢市がもつということで。先ほど、国が鑑定をするという話がありましたが、今、現在、地目は、どんなふうになっておられますか。

◎広委員長

消防長。

●大西消防長

雑種地でございます。

◎広委員長

辻委員。

○辻委員

雑種地という形での現況で判断するのか、いろいろありますけども、鑑定士が国でされるということもございますけども、国の一方的な形じゃなくて、伊勢市としても考え方をもたなきゃいけないと思うんですが、伊勢市としても鑑定評価をとってみるという考えはあるんですか。

◎広委員長

消防長。

●大西消防長

その件につきましては、従前より都市整備部さんと協議を重ねておりまして、まずは、国の評価をまず待つと。その結果を受けて、地目等々で金額があんまり高いとかですね、その辺もあれば当然、お金もかかるところでございますけど、伊勢市としても鑑定評価を出して、折衝していく必要があるかと考えております。

◎広委員長

辻委員。

○辻委員

大体のことはわかりました。このところへ消防の庁舎をもっていくというのは大事なことだと思っておりますけど、そういった部分全体感にたってもですね、判断していかなあかんと思っておりますので、あと、駐車場の関係とかですね、実際、球場を使われる方もみえるし、その辺のことも含めて、御協議していただきたいと思っておりますので、また、よろしく願いいたします。

◎広委員長

他に御発言は、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎広委員長

御発言もないようですので、本件については、この程度で終わります。

【伊勢市営住宅明渡等請求訴訟その後の経過について】

◎広委員長

次に報告案件に入ります。

「伊勢市営住宅明渡等請求訴訟その後の経過について」の報告をお願いいたします。

建築住宅課副参事。

●奥山建築住宅課副参事

それでは、「伊勢市営住宅明渡等請求訴訟その後の経過について」御説明いたします。
資料3の1ページを御高覧ください。

まず、最初に市営住宅豊浜団地108号室の入居者の経過について御報告申し上げます。

平成23年8月11日に、産業建設委員協議会にて御協議をいただいた後、同日に専決処分及び、伊勢市と弁護士との間で訴訟に伴う委任契約を締結し、同月25日に津地方裁判所伊勢支部に提訴いたしました。

翌月の12日に市議会定例会に専決処分事項の提出をさせていただいたところでございます。

また、同月27日には、津地方裁判所伊勢支部法廷で第1回口頭弁論が行われましたが、被告不出頭により当日結審となりました。

裁判所からの判決言い渡しが行われ、伊勢市の請求内容すべてを認める判決を得ました。

判決を受け、入居者に自主退去を促した結果、平成24年1月24日に自主退去し、明け渡し完了しました。

その後、本人が生活保護費の受給申請をしている情報を得ましたので、交渉を行い保護費の中から毎月1万円ずつ分割納付を約束させ、現在、履行させております。

続きまして、市営住宅豊浜団地114号室の入居者について御報告申し上げます。

資料3の2ページを御高覧ください。

8月11日の産業建設委員協議会から、9月12日の9月市議会定例会に専決処分事項提出までは、資料の1ページで御説明いたしましたので、説明を省略させていただきます。後ほど、御高覧いただきたいと思います。

9月27日の第1回口頭弁論から御説明させていただきます。

口頭弁論に被告は出頭し、裁判官からの質問に対し請求原因事実を認める旨の答弁の後、当日結審となりました。

裁判所からの判決言い渡しが行われ、伊勢市の請求すべてを認める内容で判決を得ましたが、判決後も入居者が自主退去せず、建物を明け渡さないため、12月8日に津地方裁判所伊勢支部に強制執行の申し立てを行いました。

平成24年1月16日に、強制執行のための事前催告を行うため、執行官と弁護士が市営住宅豊浜団地114号室を訪問いたしましたが、入居者不在のため「公示書」と「催告書」を宅内壁面に貼付し、強制執行期日の2月16日までに明け渡しをする旨の告知をしました。

そして、2月16日の強制執行当日、執行官と弁護士が再度訪問し、定刻まで入居者を待っていましたが現れませんでしたので、入居者不在の中、執行官の判断により強制執行を断行し、玄関錠を交換し執行官から伊勢市へ建物の引き渡しが行われ、明け渡し完了しました。

その後、本人は住民票を置いたまま行方不明となっておりますが、これからも引き続き追跡調査を行い、未納家賃の回収を行っていきたいと考えております。

以上「伊勢市営住宅明渡等請求訴訟その後の経過について」御報告を申し上げます。

何とぞよろしくお願い申し上げます。

◎広委員長

本件は報告案件ですので、特に発言があれば拒否しません。よろしいですか。
品川委員。

○品川委員

最初の件と、2番目の件と、だいたい滞納家賃は、いくらぐらいだったんですかね。

◎広委員長

副参事。

●奥山建築住宅課参事

最初の108号室の入居者につきましては、73万200円です。それから、2番目の114号室の入居者につきましては、31万1,298円です。以上でございます。

◎広委員長

品川委員。

○品川委員

最初のと、次のとでは滞納の金額、所得によるとかいろんなこともあって、金額とかあると思うんですが、現在ね、市営住宅で滞納されとる方、例えば23年度は、どれだけの滞納があったのかとか、過年度分もあわせてわかるのであれば、教えていただきたいと思っています。

●奥山建築住宅課副参事

3カ月以上の滞納者につきましては、この4月24日現在で887万5,377円でございます。人数としましては129人です。以上でございます。

◎広委員長

品川委員。

○品川委員

中にはね、半年も1年もというところがあってですね、これは、いつをめぐに、そういうことになるのか。裁判に訴えるのもそうですけど、現在、1年以上ほってあるというのは何人ぐらいおるんですかね。

●奥山建築住宅課副参事

ちょっと訂正させてください。先ほど申し上げました人数と金額につきましては、これは1カ月以上、今、現在の滞納額全額でございます。3カ月以上につきましては、770万9,057円でございます。今ですね、御質問の高額滞納者の……。

◎広委員長

副参事、どれくらいを、めぐにっていう話ですので。

●奥山建築住宅課副参事

そうですか。すみません。

一応目安としましては、20万以上1年以上滞納の方について、訴訟対象として検討をしております。それで、現在、7名の方が1年以上20万以上の対象者でございます。が、すべての方につきましては、現在分納をしていただいております。以上でございます。

◎広委員長

品川委員。

○品川委員

分納しておられるということですね、それは理解するんですけど、1年以上が7名ですか。金額の問題じゃなくてね、結局、月日を重ねると、最初の時に払わないかんと思うと払えるんですけど、もう1年以上たってくると、なかなか払おうと思っても溜まってくると払えないんですよね、こういう家賃みたいなものはね。それで今、民間の方に管理をお願いするっていうようなことに、この間、入札もありましたよね。こういうことをしっかりと精査をせんと、こんな人らがあってですねというようなことで、それもあんだとこが全部ちゃんとしなないなっていうと、なかなかできないんですよね。ですから、そういったことを、はっきりときちりとまずやって、それから民間業者の方をお願いをするということとをせんと、何か問題を置き去りにしたまま、それも含めて頼むよというようなことになってくると、非常に問題あるのかなと思うんで、私が聞いてるんでは、過年度分が300万ぐらいですか、現年度分については23年度で600万ちょっとぐらい、去年の23年度で600万、1年間で600万ぐらいの滞納があったというのは聞いておるんでね。過年度が300万で、今度1年間で600万という、ことしはどうなっていくのかなというふうな思いがあるんで、そこら辺も、しっかりと精査して取り組んでいただかんと、また決算の時に、どうなっとんのやということも聞かなあかんのでね、やっぱり、ちゃんとそういうことは、対応していただきたいなと。

それから先ほど、訴えるというのも1年以上、20万以上、というように出ておりましたけども、早いうちに督促して、こうなりますよ、というように周知するということが非常に大事やと思うんで、そこら辺のことも含めてしっかりと取り組んでいただきたいと思います。終わります。

◎広委員長

他に、御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎広委員長

御発言もないようですので、本件につきましては、この程度で終わります。

【廃棄物処理センター下水道汚泥焼却残渣処理委託その後の経過について】

●中川下水道施設管理課長

それでは、廃棄物処理センター下水道汚泥、焼却残渣処理委託

その後の経過につきまして、御報告させていただきます。

資料 4 の 1 ページを御覧ください。

まず、「1.経過」でございますが、平成 22 年 5 月 24 日開催の教育民生委員協議会及び産業建設委員協議会におきまして、廃棄物処理センターの熔融処理事業を平成 23 年度から民間処理に移行することにつきまして御報告させていただきました。

これにより、下水道汚泥につきましては、平成 22 年 10 月以降、焼却残渣につきましては、平成 23 年 4 月以降、全量民間業者で処理いたしております。

続きまして、平成 23 年度、延べ 3 回開催されました運営協議会幹事会におきまして、主に熔融処理施設の解体撤去の時期と起債の償還について協議がなされました。この幹事会の協議内容を受けて、平成 24 年 3 月 29 日開催の廃棄物処理センター運営協議会総会におきまして、熔融処理施設の解体撤去の時期につきましては、平成 25 年度下期から平成 26 年度上期とすること。市町の起債の償還につきまして、各市町で判断し対応していくことと了承されました。

次に、「2.平成 24 年 3 月 29 日開催の廃棄物処理センター運営協議会総会」につきましては、①熔融処理施設の解体撤去費用の負担と解体撤去時期については、全額事業団が費用負担でき、かつ休止状態を維持できる期間等を考慮し、平成 25 年度下期から平成 26 年度上期に解体。解体撤去費用は約 6 億から 8 億円。

②施設の解体撤去までの間の固定資産税及び維持管理に要する費用負担については、事業団が全額負担として約 7,900 万円程度。うち、固定資産税約 4,900 万円、維持管理費用約 3,000 万円でございます。

③施設建設負担金の財源の一部に充当した起債の償還につきまして、財政融資資金につきましては、環境省が補助金の返還を求めないならば、繰上償還は求められない。

ゆうちょ資金につきましては、休止状態でなくなった時点で繰上償還を求められ、繰上償還につきましては、各市町で判断し対応するということと了承されました。

2 ページをお願いします。

教育民生委員協議会所管の伊勢広域環境組合焼却残渣処理委託にかかる起債償還につきましては、記載のとおりでございます。

また、本産業建設委員協議会の所管でございます、伊勢市の下水道汚泥処理委託にかかる起債償還につきましては、旧小俣町分の市町の地域力支援資金、旧の三重県市町村振興資金のみであり、平成 24 年度全額返済予定で平成 23 年度末残高は 432,456 円でございます。

次に、「3.廃棄物処理センターへの出捐金」でございますが、熔融事業にかかる出捐金につきましては、基本財産として寄附したものであり返還は困難であり、なお、幹事会において解体撤去費の一部に充当されることで承認されました。

以上、廃棄物処理センター下水道汚泥、焼却残渣処理委託その後の経過について御報告させていただきます。

何とぞよろしくお願い申し上げます。

◎広委員長

御発言は、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎広委員長

御発言もないようですので、本件については、この程度で終わります。

【サン・サポート・スクエア伊勢の企業の進出について】

●奥野産業観光部理事

それでは、今回のサン・サポート・スクエア伊勢への企業の進出につきまして、御報告申し上げますのでよろしくお願いいたします。

かねてより立地交渉を進めてまいりました「株式会社利八屋」から本年4月13日付けで、サン・サポート・スクエア伊勢の事業用地譲渡の申し出がございましたので、その「企業進出」の内容につきまして、配付させていただきました資料に基づき立地の概要につきまして、御説明申し上げますのでよろしくお願いいたします。

配付資料5の1ページを御覧いただきたいと存じます。

まず（１）の「進出企業の概要等」でございますが、企業名につきましては、株式会社利八屋でございます。

本社・所在地は、三重県伊勢市植山町 80 番地 1。

代表者は、代表取締役社長、^{たなべのりひこ}田辺紀彦氏でございます。

創業につきましては、昭和 26 年でございますが、平成 4 年に現社名に商号変更されておられます。

資本金は、1 千万円で、株式につきましては非上場でございます。

年間売上高につきましては、平成 22 年 5 月から平成 23 年 4 月までの平成 23 年 4 月期で 14 億 5,859 万円でございます。

平成 24 年 2 月現在の従業員数は、386 名で、内訳は、正社員 47 名、パート社員 339 名でございます。

事業内容につきましては、乳製品を中心に各種食品を宅配する事業を主とし、スーパー、コンビニをはじめ、各小売業、お土産物店にアイスクリーム、青果物、お土産物の卸売をされております。

同社は、地元産の農水産物を原材料とし、地産地消ならぬ、地産他消を目指し、伊勢志摩地域の優れた食材を、宅配を通じて全国に発信することを目指しておられます。

宅配センターは、三重県を中心に、愛知、岐阜、和歌山に展開しておられ、顧客数は約 3 万件であるとおっております。

続きまして（２）の進出計画の概要でございますが、今回の進出計画は、現在、乳製品等を配達している宅配顧客に、総菜並びに米飯類各種商品を新たに自社工場にて製造し、新規提案商品として事業展開を図り、売り上げの拡大を目指すとともに、OEM（委託製

造)をしている「お土産用商品、業務用店頭商材、一般卸用商品」などを自社工場による製造に切り替え、時流に応じたタイムリーな新商品開発・提案を行い新規顧客開拓につなげて事業拡大を目指すものでありまして、これらの計画を可能にするため、新たに工場を増設するものでございます。

進出場所につきましては、資料3ページのサン・サポート・スクエア伊勢進出予定位置図を御覧いただきたいと思います。

朝熊山麓の市所有地、サン・サポート・スクエア伊勢のA-2区画で、面積は4,432.44平方メートルでございます。

建設計画につきましては、資料4ページの計画配置図を御覧いただきたいと思います。

第1期の工場等の建設につきましては、図面(青色と赤色)の箇所でございます。

鉄骨造・平屋建・床面積が990平方メートルで、図面の左下部分(青色部分)の270平方メートルが管理スペース、残りの(赤色部分)720平方メートルが加工場で、原材及び製品の冷蔵、冷凍庫、出荷・入荷・仕分けのスペースもこの中に含まれます。

なお、図面右側の黄色部分につきましては、2階建ての加工場660平方メートルの増設を第2期として3年後に建設を計画していると伺っております。

資料1ページに戻っていただきたいと思います。

資料中断少し下の第1期計画につきましては、平成24年6月に建設事業に着手し、平成24年12月に操業開始を予定していると伺っております。

次に、投資計画でございますが、土地につきましては、6,406万6千円、以下、建物・償却資産につきましては概算でございますが、建物につきましては、9千万円、償却資産につきましては、4千万円、合計1億9,406万6千円の計画であると伺っております。

次に、事業計画でございますが、自社製品製造による新規顧客及び新規販路開拓により、約20%の売上増収を目標とするものであります。

次に、新工場の従業者数につきましては、17名で、新規雇用につきましては15名であると伺っております。

続きまして、資料2ページを御覧いただきたいと思います。

第2期計画につきましては、新規雇用は未定でございますが、先ほども申し上げましたが加工場の増設を3年後に予定されておられます。

同社のサン・サポート・スクエア伊勢への進出は、宅配事業のセンターが各地にございますことから、サン・サポート・スクエア伊勢は、交通アクセスに優れていること、また、環境の良さなど、工場進出の最適地と判断し最終的に立地決定に至ったと伺っております。

これによりまして、地域における新たな雇用の場の創出、地域振興はもとより地場の産業の活性化に大きく寄与されるものと期待するものでございます。

今後も次の企業の進出につながるよう、引き続き誘致活動に努めてまいり所存でございます。

最後に(3)今後の予定でございますが

来る5月11日に企業立地協定書の調印、またその後、速やかに土地売買契約書の締結を予定いたしているところでございます。

なお、本案件につきましては5000平方メートル以下の土地の売払いでございますが、「伊勢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」に規定する議会の議決に付すべき要件、以下の土地の売り払いでございますので、当協議会に御報告さ

せていただき、立地協定後、速やかに契約締結させていただくものでございますのでよろしくお願いいたします。

以上、サン・サポート・スクエア伊勢への企業の進出につきましての御報告とさせていただきます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

◎広委員長

他に御発言は、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎広委員長

御発言もないようですので、本件については、この程度で終わります。

以上で、本日の協議案件は終わりましたので、協議会を閉会いたします。

(閉会 午前 11 時 45 分)